

令和6年
4月1日
から



犬や猫を合わせて10頭以上

飼う方の届出が義務化されます



※動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正
(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市を除く)

たくさんの犬や猫を飼養して世話が追いつかなくなるなどにより、飼い主の生活状況の悪化や、鳴き声・悪臭によって近隣住民の生活環境の悪化などの問題が発生することがあります。

飼養状況を早期に把握し、犬や猫の適正な飼い方についてアドバイス等を行い、このような事態を未然に防ぐため、「動物の愛護及び管理に関する条例」において、犬や猫を多頭飼養する場合の届出制度を導入します。

届出
対象者

犬や猫^{*}を合わせて10頭以上飼う方

* (生後90日以下の場合を除く)

第一種、第二種動物取扱業の者が業として飼う場合等を除く

※届出者には、犬や猫の適切な飼い方について講習があります。



届出の提出・相談は管轄の動物愛護センターへ

愛知県 動物愛護センター	届出の提出・連絡先	管轄(飼養施設の住所)
本所	豊田市穂積町新屋73-3 ☎0565-58-2323	瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町、幸田町
尾張支所	一宮市浅井町西海戸字 余陸寺31-1 ☎0586-78-2595	春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
知多支所	半田市乙川末広町100-1 ☎0569-21-5567	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
東三河支所	豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2 ☎0532-33-3777	豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村